

草津市地籍基準点管理保全要領

(目的)

第1条 この要領は、基本調査成果等の移管についての同意書（平成25年草土第1797号）の内容に基づき、国土交通省から移管を受けた都市部官民基本調査によって設置された測量基準点および地籍調査によって市が設置した測量基準点（以下「地籍基準点」と称す。）の一般的な取扱いおよび管理保全に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における地籍基準点とは、次に掲げるものをいう。

(1) 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第1号の規定による地籍調査の実施に伴い、都市部官民境界基本調査作業規程準則(平成2年総理府令第42号)及び都市部官民境界基本調査運用基準(平成25年国土籍第171-1号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)に基づいて国が設置した都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点、都市部官民境界基本細部点であつてかつ標識を設置したもの。

(2) 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第3号の規定による地籍調査の実施に伴い、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)及び地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年国土令第590号国土交通省土地・水資源局長通知)に基づいて市が設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点、細部図根点であつてかつ標識を設置したもの。

(地籍基準点の使用承認)

第3条 地籍基準点を使用して測量作業を実施しようとする者は、あらかじめ「地籍基準点使用承認申請書」(様式第1-1号)により市長へ申請し、「地籍基準点使用承認書」(様式第2-1号)の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「地籍基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。

2 前項にかかわらず地積測量図作成のための測量に関し、関係土地家屋調査士会は「地籍基準点使用に係る包括承認申請書」(様式第1-2号)により市長に申請し、「地籍基準点使用包括承認書」(様式第2-2号)により使用承認を受けることができるものとし、当該家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、承認書記載期日までに「地籍基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。

3 地籍基準点を使用して測量を実施する者は、使用する前に当該土地又は建築物の所有者若しくは管理者(以下「土地所有者等」という。)に「地籍基準点使用承認書」(様式第2-1号)を、包括承認に係る使用にあつては土地家屋調査士会員証を呈示し、立ち入りの許可を受けなければならない。

(工事施行の届出)

第4条 工事主又はその工事の請負人(以下「工事主等」という。)が、地籍基準点付近でその効用に支障をきたす恐れのある工事等を施行する場合は、あらかじめ「地籍基準点付近での工事施行届出書」(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、地籍基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、地籍基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項において、その効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に地籍基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が地籍基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、地籍基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他地籍基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

(一時撤去及び移転)

第5条 工事施工者が、地籍基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、国土調査法第30条に基づき、あらかじめ「地籍基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（様式第5号）により市長に申請し、「地籍基準点（一時撤去・移転）承認書」（様式第6号）によりその承認を受けなければならない。

2 地籍基準点の設置されている土地、建物及び構造物の所有者または管理者（以下「土地所有者等」という。）の都合により地籍基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は「地籍基準点（一時撤去・移転）請求書」（様式第7号）を提出しなければならない。

(機能の回復)

第6条 工事施工者が地籍基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、原則として当該地籍基準点を既設と同様に再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議の上変更することができる。

3 工事施工者以外の者であって、故意または過失により地籍基準点を滅失またはき損した者（以下「事故原因者」という。）が、地籍基準点を滅失又はき損した場合は前2項を準用する。

(機能回復の施工者)

第7条 地籍基準点の機能回復のため測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者又は事故原因者（以下「工事施工者等」という。）が行わなければならない。

第8条 設置工事が完了したときは、施工者は速やかに地籍基準点設置工事完了報告書（様式第8号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 地籍基準点の設置工事に要する費用（既設の地籍基準点の取り壊し費用を含む。）及び地籍基準点の測量作業に要する費用の負担は、土地所有者等からの請求があった場合は市の負担とし、それ以外の場合は、原則として申請者の負担とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年8月9日から施行する。

地籍基準点使用承認申請書

(あて先)
草津市長

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

地籍基準点の使用について、草津市地籍基準点管理保全要領第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
測 量 地 域	草津市	
使用する地籍基準点 の点名		
測 量 方 法		
測 量 計 画 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測 量 作 業 者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

使 用 目 的	
<p>地籍基準点使用に係る包括承認申請書</p> <p>(あて先) 草津市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 ○○○土地家屋調査士会 会長 ⑩</p> <p>地籍基準点を使用について、草津市地籍基準点管理保全要領第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。</p>	
使 用 期 間	
<p>年 月 日から 年 月 日まで (<u> </u> ※ 年間)</p>	
測 量 地 域	
草津市域	
使用する地籍基準点	
草津市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての地籍基準点 (使用時点で地籍基準点として取り扱われている点に限る)	
測 量 方 法	
申 請 者	名 称
	代表者氏名
	所 在 地
測量作業 担当者	氏 名
<p>○○○土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は地籍基準点使用報告書 (様式第3号) への記載をもって本欄の記載に代えることとする。</p>	
備 考	
<p>・承認された場合には、測量作業担当者は別添の地籍基準点使用報告書(様式第3号)を用いて毎月末日をもって関係基準点の状況を報告する。</p> <p>・同様の取扱いを各単位土地調査士会について同時に申請する。(同様の取扱いを申請しない場合は記載不要)</p>	

※ 包括承認の期間、報告期日は申請者と草津市長との協議により定める。

地籍基準点使用承認書

様

草津市地籍基準点の使用について下記のとおり承認します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測 量 地 域	草津市	
使用する地籍基準点 の点名		
測 量 方 法		
測 量 作 業 者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	Tel
承認条件 1. 別紙地籍基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、地籍基準点使用報告書を提出すること。		
承認番号 第 号 年 月 日		
草津市長 印		
担 当 連 絡 先		

地籍基準点使用包括承認書	
<p>〇〇〇土地家屋調査士会 会長 様</p> <p>草津市地籍基準点の使用について下記のとおり承認します。</p>	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (<u> </u> ※ 年間)
測 量 地 域	草津市域
使用する地籍基準点	草津市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての地籍基準点 (使用時点で地籍基準点として取り扱われている点に限る)
測 量 方 法	
測量作業 担当者	氏 名 〇〇〇土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は地籍基準点使用報告書 (様式第3号) への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別紙地籍基準点使用条件を遵守すること。 2. 別添の地籍基準点使用報告書(様式第3号)を用いて毎月末日をもって関係地籍基準点の状況を報告すること。 3. 同様の取扱いを各単位土地調査士会について認める。(同様の取扱いを申請された場合に限る。) <p>承認番号 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">草津市長 印</p>	
担 当 連 絡 先	

※ 包括承認の期間、報告期日は申請者と草津市長との協議により定める。

地籍基準点使用条件

- 1 地籍基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画者名、作業者名（包括承認に基づく場合には土地家屋調査士名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 土地建物への立ち入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。
- 3 使用者は、使用時に地籍基準点使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 地籍基準点の使用にあたっては、その取り扱いに留意し保全に務めるとともに、周辺を汚さないよう務めること。
- 5 地籍基準点本体及び立ち入りした土地建物に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 使用者は、測量標及びその周辺の現況や、測量する付近に工事の予定がある場合は速やかに市長へ連絡すること。
- 7 使用者は、測量標の使用を完了したときは、地籍基準点使用報告書（様式第3号）として、次の書類を添付し市長に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることが出来ることとする。
 - (1) 地籍基準点使用報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

地籍基準点使用報告書

(あて先)
草津市長

年 月 日

報告者 住所
氏名

地籍基準点を使用したので、下記のとおり報告します。

使用承認番号		承認番号 第 号		
使用期間		年 月 日から 年 月 日 (日間)		
測量地域		草津市		
測量作業 者 (※1)	名称			
	担当者			
	所在地	TEL		
使用点名	使用年月日	現況区分 (※2)	目的 (※3)	備考
		1 2 3 4	1 2 3 4	
		1 2 3 4	1 2 3 4	
		1 2 3 4	1 2 3 4	
		1 2 3 4	1 2 3 4	
		1 2 3 4	1 2 3 4	
		1 2 3 4	1 2 3 4	
		1 2 3 4	1 2 3 4	
		1 2 3 4	1 2 3 4	

※1 土地家屋調査士会員の場合は、「名称」欄に所属土地家屋調査士会名、「担当者名」欄に担当者名と登録番号を記入して下さい。

※2 現況区分：1 正常 2 亡失 3 移動 4 毀損

※3 目的：1 地積測量図作成に使用 (備考欄に所在地番を記入すること) 2 点検のために使用
3 異常のために使用を断念 4 その他

様式第4号

<p>地籍基準点付近での工事施工届出書</p>		
<p>(あて先) 草津市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>		
<p>届出者 住所 氏名</p>		
<p>草津市地籍基準点管理保全要領第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>		
工 事 件 名		
工 事 場 所	草津市 地先	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日 (日間)	
工 事 概 要		
地 籍 基 準 点 番 号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	Tel
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	Tel
添 付 図 書	<p>(1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と地籍基準点の位置関係を明示したもの）</p> <p>(2) 引照点図又は市長の指示する測量資料</p> <p>(3) 写真（地籍基準点、地籍基準点周辺、全引照点が確認できるもの）</p>	

様式第5号

地籍基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

(あて先)
草津市長

申請者 住 所
氏 名

工事等により支障となる地籍基準点の（一時撤去・移転）について、草津市地籍基準点管理保全要領第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

一時撤去・移転理由	
工 事 件 名	
工 事 場 所	草津市 地先
一時撤去・移転する地籍基準点	
移転する場合の移転候補地	草津市 地先
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事請負者	名 称
	担当者
	所在地 TEL
添 付 図 書	(1)位置図、平面図（掘削位置と地籍基準点の位置関係を明示したもの） (2)写真（地籍基準点、地籍基準点周辺が確認できるもの） (3)再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの） (4)その他
備 考	※現況状況等を記載する

地籍基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 第 号
年 月 日

様

草津市長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました地籍基準点の（一時撤去・移転）について、下記のとおり承認します。

承認事項

移 転 先	草津市 地先
一時撤去・移転する地籍基準点	
完了期限	平成 年 月 日とする

承認条件

- 1 再設置位置に関して協議の必要があるため、復旧する前に必ず連絡して下さい。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに地籍基準点設置工事完了報告書（様式第8号）を提出し、草津市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに草津市へ地籍基準点を引き渡すこととします。
- 4 一時撤去の中止等変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- 5 その他、関係法令等を厳守すること。

担当連絡先

TEL

地籍基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

(あて先)
草津市長

請求者 住 所
氏 名

草津市地籍基準点管理保全要領第5条第2項の規定により、草津市地籍基準点の（一時撤去・移転）
を下記のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請 求 場 所	草津市 地先
一時撤去・移転 する地籍基準点	
請 求 期 限	年 月 日まで
備 考	

地籍基準点設置工事完了報告書

年 月 日

(あて先)
草津市長

報告者 住 所
氏 名

年 月 日付け承認番号第 号にて承認を受けた地籍基準点の（一時撤去・移転）について、地籍基準点設置工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		草津市 地先
設置工事完了日		年 月 日
設置地籍基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 書		(1)写真（設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにするもの） (2)地籍基準点の機能回復が確認できる測量資料（着工前・完了後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づき地籍基準点の機能回復に必要な点検測量等の成果）